

○東京藝術大学学生相談室要項

平成12年5月25日
学長裁定

| | | |
|----|-------------|------------|
| 改正 | 平成13年3月27日 | 平成16年4月1日 |
| | 平成20年4月15日 | 平成24年5月14日 |
| | 平成25年10月24日 | 平成27年5月14日 |
| | 平成27年6月9日 | 平成28年3月24日 |
| | 令和2年3月5日 | 令和4年6月6日 |

(趣旨)

第1条 学生課に、修学その他学生生活に関する学生相談業務を行うため、学生相談室を置く。

2 学生相談室の組織及び運営については、この要項の定めるところによる。

(業務)

第2条 学生相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の相談に応じ指導助言を行うこと
- (2) 学生相談に関する企画立案に参画すること
- (3) ガイドブックの作成に関すること
- (4) その他学生相談に関すること

2 前項に規定するもののほか、学生相談室は、必要に応じ指導教員や関連機関との連絡調整を行う。

(組織)

第3条 学生相談室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（教育担当）
- (2) 学生相談員
- (3) 保健管理センター教員
- (4) グローバルサポートセンター所属職員のうちからグローバルサポートセンター長が指名する者 若干人
- (5) 学生相談専門員
- (6) 学生課長
- (7) その他副学長（教育担当）が必要と認めた者

(室長)

第4条 学生相談室に室長を置き、副学長（教育担当）をもって充てる。

(学生相談員)

第5条 学生相談員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 両学部から選出された者 各4人
- (2) 映像研究科から選出された者 2人
- (3) 国際芸術創造研究科から選出された者 1人
- (4) 第3条第5号に定める者
- (5) 第3条第6号に定める者
- (6) その他副学長（教育担当）が必要と認めた者

2 前項第1号、第2号及び第3号の相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、欠員が生じた場合の後任の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

なお、相談員が複数名いる部局においては、全ての相談員の任期が同時に終了しないよう相談員を選出することとする。

(事務)

第6条 相談員の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第2条第1項第1号に定める業務
- (2) 学生相談があつた事実及び当事者の意向等について記録し、室長に報告すること。
- (3) 必要に応じて、学生相談専門員、学生課及び保健管理センター等と連携しながら対応すること。
- (4) 事態が重大で早急な対応が必要であると認めた場合は、直ちに室長にその旨を連絡すること。

(学生相談専門員)

第7条 学生相談専門員は、学生相談室所属の公認心理師または臨床心理士をもつて充てる。

2 学生相談専門員は、室長の命を受けて、第2条第1項及び第2項に掲げる業務を積極的に行うものとする。

(学生相談連絡会)

第8条 学生相談室の適正な運営を図り、学生相談業務の充実を期するため、学生相談連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 連絡会は、第3条に定める者をもって組織する。

3 連絡会に議長を置き、室長をもって充てる。

(事務)

第9条 学生相談室に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、学生相談室の運営に必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成12年5月25日から施行する。

2 この要項の施行後、初めて任命された第3の（2）に掲げる学生相談員の任期は第5の2の規定にかかわらず、平成13年4月30日までとする。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年5月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年6月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年3月5日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年6月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。